

その75 早めの準備と共有

『介護』というと、まだ自分には先の事と感じる人も多いでしょう。しかし実際には、ある日突然始まるのが介護です。「まだ元気だから大丈夫」と思っている、突然の入院や体調悪化は誰にでも起こり得ます。

介護には、心得ておかねばならない5つのテーマがあります。

まず1つ目に『費用』についてですが、介護が必要になった場合、費用はどのくらいかかるのかということを想定し、それが確保できるのかを考えておく必要があります。

2つ目に『住まい』として、最期まで自宅で過ごすのか、施設を選ぶのかということ。そして3つ目に、もしも介護になった際『家族のサポート』がどれくらい期待できるかという問題もあります。またこれによって、在宅介護か、施設入所となるかが決まってくると思います。それから4つ目に、認知症や寝たきり状態になった場合の『財産管理や手続き代行』の問題があります。今はもう家族であれば金銭管理ができるという時代ではなくなってきているので、もしもの時の対策として、財産管理委任契約や後見、遺言についても考えておく必要があります。そして5つ目に『延命治療』についての方針を心づもりして、誰かに伝えておくということです。

これら5つのことについては、終活では欠かせない『エンディングノート』にも書き込める欄がありますので、ぜひノートを活用し、書いてあることを信用のおける誰かに伝えておいてください。介護は、身体が元気なうちに話し合い、情報を整理し、誰かと共有しておくことが最大の備えとなるでしょう。

その76 気をつけたい暦年贈与

人生の終盤を迎えるにあたり「財産を子どもたちにどう遺すか」という課題は、多くの人が悩むことです。特に、生前に財産を分け与える「生前贈与」と、亡くなったあとに遺産を分ける「相続」には、それぞれ異なる税金が発生するため、しっかりと理解しておくことが大切です。どちらを選ぶべきかは、家族構成や家庭事情、将来の計画によって異なります。今回は『暦年贈与』についてお伝えします。

暦年贈与とは、知っている人も多いと思いますが、贈与税の基礎控除である年間110万円を活用して、毎年行う贈与の事です。しかしこれを認めてもらうには、毎年、金品の受渡しをするたびに、贈与をする側と受ける側の間で、贈与契約を結ぶ必要があることをご存じでしょうか。きちんとした契約をせずに行ってしまうと、税務署から定期贈与や名義預金などとみられ、想定していなかった課税をされてしまうおそれがあります。また暦年贈与を行う場合、贈与契約書を作成しましょう。作成は必須ではありませんが、作成しておけば安心というわけでもありません。重要なのは贈与がなされたという事実の裏づけのために契約書の作成が望ましいのです。

そして贈与を受けた人に、財産が移転したと言えるようにしておくことも必要です。その記録を残しておくためにも、贈与する人の口座から、受ける人の口座へは振り込みで贈与することが望ましいでしょう。

軽はずみな受渡しは、後々後悔に繋がることもありますから、しっかりとした確認の元に、失敗のない相続にしたいものです。